

千葉県文化ホールの管理に関する令和5年度協定書

千葉県（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）とは、令和3年2月1日付けで締結した千葉県文化ホール等の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第48条第3項、第49条、第51条第4項及び第71条第3項の規定に基づき、千葉県若葉文化ホール及び千葉県美浜文化ホール（第3条の規定の適用については、千葉県若葉区千城台コミュニティセンターを含む。）の管理に関する令和5年度の協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定書第48条第3項の令和5年度の指定管理料は、132,924,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。このうち、23,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、基本協定書第48条第1項に規定するZの金額とし、甲は当該Zの金額について、乙に概算払をするものとする。

2 基本協定書第49条の月次指定管理料は、次表のとおりとする。

月	通常払	概算払	合計
4月	9,127,000円	11,700,000円	20,827,000円
5月～9月	9,127,000円	-	9,127,000円
10月	9,127,000円	11,700,000円	20,827,000円
11月～3月	9,127,000円	-	9,127,000円

3 乙はこの協定の期間終了後、甲の定める期日までに、前項の概算払の金額を精算し、概算払の金額が管理に要した額を超過する場合は、当該超過額を甲に戻入するものとし、概算払の金額が管理に要した額に不足する場合は当該不足額を甲に請求することができる。ただし、不足が乙の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

（利益の還元の方法）

第3条 基本協定書第71条第3項の利益の還元の方法は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 剰余金の額の算定及び剰余金に係る報告書の提出の期限 令和6年6月末日
- (2) 還元の方法 甲の発行する納入通知書により令和6年7月末日までに甲に納付

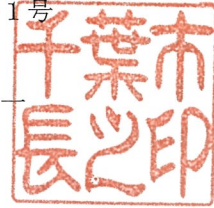
（疑義等の決定）

第4条 この協定及び基本協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を6通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

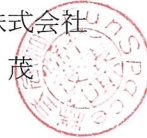
甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一



乙 ちばアートウインド運営企業体

構成員（代表企業）

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
Fun Space株式会社
代表取締役 鈴木 茂



構成員

東京都中央区新富2丁目8番1号
株式会社パシフィックアートセンター
代表取締役 及川 正勝



構成員

千葉市花見川区幕張本郷1丁目3番33号
株式会社千葉共立
代表取締役 武井 幸也



構成員

東京都港区北青山3丁目5番12号
青山クリスタルビル4階
株式会社ハンズオン・エンタテインメント
代表取締役 菊地 哲榮



構成員

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号
オーチュー第1ビル
株式会社オーチュー
代表取締役 片野 由希

